

西宮市石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱

（目的）

第1条 石綿（アスベスト）による健康被害を早期に発見し、石綿関連疾患にかかる市民の健康管理を支援することを目的とする。

（対象者及び内容）

第2条 西宮市が実施する肺がん・結核検診、すこやか健康診査及び北口健康ドック（以下、「検診」という。）において、石綿（アスベスト）にかかる健診を希望する者のうち、問診により石綿（アスベスト）のばくろ歴のある者。該当者には、健診カードを配布し、継続的な健診を促す。

2 検診等で石綿（アスベスト）のばくろ歴のある者が「要精検」と判定され、兵庫県が定める指定医療機関（以下、「指定医療機関」という。）における精密検査の結果、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれにより「要経過観察」と判定された者。該当者には、別に定める方法で該当者からの申請に基づきアスベスト健康管理手帳（以下、「健康管理手帳」という。）を交付し、その検査に要する費用を助成する。

3 「要精検」とは、兵庫県が定める石綿（アスベスト）健康管理支援事業取扱要領の石綿（アスベスト）にかかる健診の胸部エックス線検査における「要精検」の判定基準によるものとする。

（健診カードの配布）

第3条 第2条第1項の規定による対象者に健診カードを配布する。健診カードの様式は、兵庫県が定めるものとする。

2 健診カードの配布を受けた者は、配布後に受ける石綿（アスベスト）にかかる健診を受ける場合は、これを提示する。提示を受けた場合、西宮市は石綿（アスベスト）にかかる問診の実施を省略する。

3 西宮市は健診カードを配布した場合は、別紙様式5に定める健診受診者台帳を整備する。

（健康管理手帳の交付）

第4条 第2条第2項の規定による対象者に、別紙様式1に定める健康管理手帳を交付する。

2 申請者は、石綿（アスベスト）のばくろ歴があり、検診等において「要精検」と判定され、兵庫県が定める指定医療機関における精密検査の結果、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれにより、「要経過観察」と判定された後、別紙様式2に定める手帳交付申請書にその判定を受けたことを証明する別紙2又はそれと同等の内容を含む書面を添えて申請する。ただし、その判定を受けたことを証する書面に要する経費は申請者の負担とする。

- 3 前項の申請が適切と認められるときは、健康管理手帳を申請者に交付するものとする。
- 4 健康管理手帳の交付を受けた者（以下、「手帳所持者」という。）は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。また、氏名、住所等に変更があったときは、その都度、別紙様式3に定める氏名等変更届を提出しなければならない。なお、死亡等によりその資格を失ったとき、又は西宮市から転出したときは遅滞なく健康管理手帳を返還しなければならない。
- 5 健康管理手帳を紛失、又はき損した場合は、別紙様式2に定める再交付申請書により申請する。この申請が適切と認められるときは、速やかに健康管理手帳を申請者に交付するものとする。この場合の健康管理手帳には再交付と記入する。
- 6 市長は、健康管理手帳を交付した際には別紙様式6に定める手帳交付者台帳を整備する。また、第5条による対象となる検査にかかる費用を支給した場合は、台帳により支給状況を管理するものとする。本台帳の保存年限は5年とする。
- 7 他の市町から西宮市に住所を変更した者からの氏名等変更届があり、新たに台帳に登録した場合は、遅滞なくその旨を他の市町長に通知しなければならない（別添参考1）。
- 8 他の市町から転出の通知を受けた場合は、通知のあった市町長に手帳交付者台帳の写しを送付するものとする（別添参考2）。

（検査費用等の助成）

第5条 精密検査の結果、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれにより「要経過観察」と判定された者が、判定のために行った精密検査及びその後、おおむね六か月ごとに1回、定期的に受診するフォローアップ検査に要する以下の費用を助成する。ただし、医療保険各法又は健康増進法の規定による医療に関する給付に関し保険者又は西宮市が負担すべき額を控除した額とする。

（1） 初診料

（2） 胸部のエックス線直接撮影による検査に要する費用

（3） 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、コンピューター断層撮影による検査なお、助成対象となる経費であっても、他の法令等に基づく給付を受けた場合は、対象とならない。また、同一年度内に複数回の検査を受診した場合は、年2回を超える費用は対象とならない。

2 手帳所持者は、前項に規定する費用を請求する際には、別紙様式4に定める診療費用請求書に指定医療機関が発行した領収書のほか、別紙3又はそれと同等の内容を含む書面を添えて提出するものとする。

3 市長は前項の請求が正当であると認めたときは、市長が認めた日から1か月を超えない範囲で手帳所持者の指定する口座に費用を支給するものとする。

4 費用の支給は、請求に基づき行うものとする。ただし、手帳所持者が医療機関受診後から2年を経過したときは、その費用を請求することができない。

（その他）

第6条 西宮市は、事業の実施について市民に対して広報等により周知を図るとともに、手帳所持者が適切な保健指導等を受けることができるよう配慮しなければならない。

2 本事業に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日より改正して実施する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日より改正して施行する。